

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍法施行規則の一部を
改正する省令案に関する意見書

2007年10月3日
日本弁護士連合会

1. 省令案第11条の6第4号ただし書「ただし、弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、弁護士等又は弁護士等の事務を補助する者であることを証する書類で写真をはり付けたものを提示し、統一請求書に当該弁護士等の職印が押されたものによつて請求する方法で足りる。」について

【意見の趣旨】

上記第4号ただし書中の「弁護士等又は弁護士等の事務を補助する者であることを証する書類で写真をはり付けたもの」は、「弁護士等若しくは弁護士等の事務を補助する者であることを証する書類で写真をはり付けたもの又は弁護士等の所属する会が制定する記章であつて各人固有のもの」とすべきである。

【意見の理由】

日本弁護士連合会（以下「当連合会」という。）は、会則第29条第2項において、「弁護士は、その職務を行う場合には、本会の制定した記章を帶用しなければならない。」と定め、「弁護士記章規則」（規則第35号）において、弁護士記章について定めている（当連合会のホームページにおいて、会則、規則の全文を閲覧可能である）。

弁護士記章は、裏面のねじ台の部分に登録番号を刻することとなっており（同規則別表）会員ごとに異なるものとなっている。当連合会は、所有する弁護士記章を弁護士に貸与するものとしており（同規則第2条）弁護士は、職務を行う場合に、裁判所その他の関係人の要求があるときは、その帶用する弁護士記章の番号を示さなければならない（同規則第4条）こととなっている。

弁護士記章を紛失したときは、弁護士は速やかに紛失届を提出し、当連合会は、その旨を官報に公告する（同規則第7条、第8条第1項）。

このように、弁護士記章は、当連合会の会則に根拠を持つものであり、会員はこれを帶用する義務があり、裏面の番号により特定がなされ、紛失について官報公告がなされるという厳格な取扱いがなされるものである。

一方、「弁護士等の身分証明書の発行に関する規則」（規則第60号）により、当連合会は、申請をした会員に対して身分証明書を発行することとしているが、

会員がこれを携帯する義務はなく、戸籍謄本等の交付請求に関し、そのような身分証明書しか用いることができないとすることは、当連合会の会則規則等の定めと整合しない。

また、一般的に弁護士記章は、より厳格な本人確認を求められる裁判所その他の関係官署への出頭及び警察署や拘置所における面接等において弁護士の身分証明及び資格証明としての機能を果たしており、弁護士の身分証明及び資格証明の手段として記章を用いるのが実務的な慣行である。弁護士の身分証明の手段として記章に加えて身分証明書の提示を要求することは、従前の一般的な実務慣行を大幅に変更することになり、実務への混乱を招くことになる。

よって、上記のとおり、戸籍法施行規則において、弁護士記章による本人特定についての定めが必要である。

2. 省令案第11条の7の、「委任状、戸籍謄本等その他の現に請求の任に当たつている者に戸籍謄本等の交付の請求をする権限が付与されていることを証する書面」について

【意見の趣旨】

上記の権限が付与されていることを証する書面に関し、省令案の概要によると、弁護士法人が請求者となるときは、その代表者である弁護士が現に請求の任に当たっているときは代表者の資格証明書の提出を求め、代表者以外の所属弁護士又は補助者が請求の任に当たっているときは、代表者の委任状又は資格者証若しくは補助者証のほかに代表者の資格証明書の提出を求めるようであるが、いずれの場合も資格証明書の提出まで求める必要はないとすべきである。

【意見の理由】

弁護士法人が請求者となるときに、現に請求の任に当たる者が代表者又は法人所属の弁護士であるなら、請求の任に当たる者の本人確認の際、その氏名から、弁護士法人の所属する会のホームページによって、その者が弁護士法人に所属することが明らかになるうえ、ホームページによって弁護士法人の事務所名及びその所在地と存在自体も明らかであるから、あえて代表者の資格証明書を求める必要はない。また補助者が請求の任に当たる場合も、弁護士法人の場合の補助者証には、弁護士法人の事務所名とその所在地が記載されているので、補助者の本人確認に際しその補助者証が提示される場合は、それにより事務所名、所在地が明らかになるのであり、それに符合する弁護士法人の存在自体も上記ホームページによって明らかになるのであるから、あえて代表者の資格証明書の提出を求める必要はないと考える。

なお補助者が本人確認書類として、補助者証ではなく運転免許証を提出した場

合は、代表者作成の委任状と代表者の資格証明書を求められることはやむをえないと考える。

さらに、弁護士法人の代表者の資格証明書は有料であり、数多く請求する弁護士法人（依頼者、ひいては国民）の経済的負担も見過ごしえない。

3. 弁護士法人所属の弁護士個人の交付請求について

【意見の趣旨】

省令案の概要の第2の2運用方法の(5)によれば、弁護士法人が交付請求者である場合において、法人の代表者でない所属弁護士が現に請求の任に当たっているときに、省令案第11条の7の「交付請求する権限が付与されていることを証する書面」として、代表者作成の委任状や資格者証の提出が求められており、このことからすると弁護士法人の受任事件については交付請求は代表者名ですべきであるとの前提に立っていると考えられる。

しかし法的及び経済的には業務を弁護士法人として受任している場合であっても、弁護士法人に所属し、業務を担当している弁護士は当然に自らの名前で謄本等を交付請求できるとすべきである。

【意見の理由】

弁護士法人が業務を受任する場合も、実質的な業務は担当の社員弁護士又は雇用される弁護士によって行われる。弁護士の業務は個々の弁護士の力量、才覚、経験等に基づき行われるという特性が大きく、個々の依頼者にとっても実質的には担当の弁護士に委任しているというほうが実態に近い。また戸籍の謄本等の請求の必要性を判断するのは、業務を担当している弁護士である。

弁護士法第30条の14第1項から第3項までにおいて、弁護士法人は特定の事件について業務を担当する社員を指定し、その者のみが指定事件については業務を執行する権利義務を有し、弁護士法人を代表するとされている。一方同法第30条の13によれば、定款等で業務を執行する社員中特に弁護士法人を代表する社員を定めることもできるとされており、事件の指定を受けた担当の社員弁護士であっても、法人の代表者でないことがありうる。この場合具体的事件の業務執行をなしえない法人の代表弁護士だけが交付請求者になりうるというのはむしろ法の趣旨にも反し、業務執行の実態にそぐわない。

これは雇用される弁護士で、社員弁護士の指示のもとで具体的事件の担当を命じられた者についても、同様である。

したがって、形式的には法人の受任事件あっても、その業務実施の体制や実態は個人受任事件と同視しうるということができ、実質上職務を担当している法人所属の弁護士が、個人として交付請求することができるとすべきである。またそのほうが謄本を必要と考えた個人の弁護士の判断についての責任も明確になる。

なお弁護士法人に所属する弁護士の個人名は、事務所名や事務所の住所等とともに、弁護士法人の所属する会のホームページから明らかになるのであるから、法的な受任主体との乖離が特に問題になることはない。

4. 弁護士等が破産管財人や後見人等となり、本人請求又は第三者請求として戸籍謄本等を請求する場合の取扱いについて

【意見の趣旨】

弁護士等が破産管財人や後見人等として戸籍謄本等を請求する場合は、本人請求又は第三者請求となり、その選任の登記事項証明書や裁判所の証明書等の提出が必要となるが、それらの書類上弁護士として選任されていることや事務所所在地が明らかな場合は、補助者として事務所の職員を戸籍謄本等の請求の任に当たらせる場合も、弁護士の職務上請求と同様に、本人確認及び権限確認の書類として、補助者証をもって足りるとする取扱いとすることを通達で明確にされたい。

【意見の理由】

弁護士等が破産管財人や後見人に選任される場合、裁判所の選任の書類上も名前の前に弁護士の肩書きが付され、事務所の所在地が記載されることが殆どである。

そのような弁護士がその任務の必要上戸籍謄本等を請求する場合は、その法的立場上本人請求又は第三者請求となり、破産管財人や後見人の身分を明らかにする登記事項証明書や裁判所の証明書の提出が必要となり、弁護士等の職務上請求とは請求方法が異なる。この請求にあたり、弁護士事務所の職員を使者とすることは頻繁にあり、弁護士等の職員に対する権限授与の関係自体は、弁護士の職務上請求の場合となんら変わるものでない。

したがって破産管財人等の身分の証明書上、弁護士であることや事務所所在地が明らかになっている場合は、戸籍謄本等の請求の任に当たる者が事務所の職員である場合は、本人確認及び権限確認の書類として補助者証をもって足りるとし、委任状までは要しないとしてもなんら差し支えはないと考えられる。省令案の概要第1の1の(注3)でその旨の説明がなされているが、通達等でもその点を明らかにされたい。

以上